

《堺市美原区》

八上校区自治連合会規約

第一章 総 則

第1条（名 称） 本会は、堺市美原区八上校区自治連合会と称する。

第2条（事務所） 本会の事務所は、会長所属地区自治会の事務所内に置く。

第3条（目 的） 本会は、校区内に組織された単位自治会（以下「地区自治会」と言う）で構成し、各自治会の自主的運営を尊重しつつ、会員の親睦をはかり、校区内の良好な地域社会の維持発展と安心・安全な町づくりに努める活動を目的として組織する。

第4条（活 動） 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 体育・教養・文化等諸活動に関わる事項
- (2) 防犯・防災・環境等の整備・向上に関する事項
- (3) 社会福祉活動及び健康の維持・管理に関する活動
- (4) 地区自治会要望事項の取りまとめ及び行政機関との調整・処理に関する事項
- (5) 広報活動に関する事項
- (6) その他、本会の目的達成に必要な諸活動

第5条（構 成） 本会は、次の者をもって構成する。

- (1) 各地区自治会長及び副会長
但し、地区の事情により、会長または副会長に代わり役員として就任する場合は、地区総会の議決により指名された者。
 - (2) こども会、老人会の校区代表者
 - (3) 民生・児童委員の代表、社会福祉委員会々長、PTAの校区代表者
 - (4) 特別の技能・資格を有し、校区自治会活動にとって有益な活動が期待される者で、総会の承認を受けた者
- 2 本会は、第11条で規定する役員会（以下「役員会」と言う）から推薦又は依頼して応諾のあった次の各号に該当する者を準構成員とすることが出来る
- (1) 校区内で公益的な社会・地域活動を行う各種団体または役員
 - (2) 校区内に居住する有識者
 - (3) 校区内にある学校等に勤務する校園長
 - (4) 校区内に居住する堺市職員で役職に在る者

第二章 役 員

第6条（役 員） 本会に次の役員を置く

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名（会長代行1） |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |

- (5)事務局次長 2名
- (6)幹事 4名
- (7)専門部 10名（老人会、こども会、福祉、民生・児童、PTA、青少年、スポーツ、交通、防災、広報）
- (8)会計監査 2名

2 本会は必要に応じて、次の準役員を置く事が出来る

- (1)理事 若干名
- (2)顧問 若干名
- (3)相談役 2名以内

第7条（役員を選出） 本会の会長、副会長、事務局長は、原則として地区自治会の会長職にある者、又は会長職に準ずるもので構成し、互選により各役職を決定する。

但し、地区役職を離れ、会長専属で就任する場合、所属地区総会において承認を得た者とする。

- 2 事務局次長ほか各役職は、地区自治会副会長（副会長に準ずる者）で校区役員に選出された者の中から会長が指名する。
- 3 専門部を担当する役員は、それぞれ専門部の校区代表者が担当する。
- 4 会計監査はあらかじめ指定された地区自治会の推薦により決定する。
- 5 いずれも総会の承認のもとに執行権を得る。

第8条（役員の職務） 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する
但し会長代行及び会計については、会長が指名し職務を統括する
- (3) 事務局長は常に会長と意思疎通を図り、本会の事業について企画・立案し、決定された事業の執行にあたる。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐し、事業の企画・立案及び業務の遂行にあたる。
- (5) その他の役職に在る者は、事務局長の指揮の下、それぞれの業務の遂行にあたりと共に校区自治連合会の活動を遂行する。
- (6) 会計監査は、本会の会計全般および自治連合会が所有する備品等を監査すると共に収支の適正化を図り、総会等に報告する。
- (7) 専門部役員は、それぞれの部会を掌握し役員会で意見を述べると共に、役員会の決定事項について部会に報告し、部会業務の遂行と校区自治連合会の諸活動に寄与する。
- (8) 理事、顧問、相談役は、会長の求めに応じて会議等に出席し意見を述べ助言する。

第9条（役員任期） 役員任期は次の通りとする。但し再任を妨げない。

- (1) 役員任期は2年とする。
 - (2) 準役員任期は1年とする。但し特別な任務を負う準役員については、総会の議決を経て、任期1年を超えて期間を定める事が出来る。
 - (3) 任期の起算は、毎年4月1日とする。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、前任者の所属する地区（専門部会）の推薦により補充する。但し任期は前任者の残任期間とする。

第三章 会 議

第 10 条（会議の種類） 本会の会議は、総会と定例役員会（以下役員会と言う）とする。

第 11 条（定例役員会） 役員会は、第 6 条 1 項に規定する役員で組織する。

但し会計監査については、会長の要請以外の会議には出席を要しない、但し任務の必要に応じて役員会に出席することを求める事が出来る。

第 12 条（役員会の開催） 役員会は原則として、毎月開催し会長が招集する。

2 役員会の議長は、原則として副会長（会長代行）がその任にあたる。

3 役員会は、準役員を除く役員の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

4 緊急やむを得ない場合は、四役会議（会長、副会長、事務局長、事務局次長）で協議する。この場合直近の役員会に報告し承認を得なければならない。

第 13 条（総会） 総会は、本会の最高決議機関であり毎年 4 月に会長が招集する。但し必要ある時は臨時に開催することが出来る。

2 総会は、役員と各地区代議員で構成し、構成員の 3 分の 2 以上の出席(委任状を含む)を以て成立し、議決は役員を除く出席委員の過半数で以て成立する。

3 総会代議員は、各地区自治会加入世帯数に関わらず、単位自治会に 10 名の代議員数を割り当てる。

4 総会の議長及び副議長は、総会代議員の中から選出する。

但し総会代議員の出席が過半数に達しない場合は会長代行が議長の任に当たる。

5 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 事業報告、事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 役員の承認に関する事項

(4) 会費の決定と徴収方法に関する事項

(5) 規約の改正に関する事項

(6) その他本会の運営に必要な事項

第 14 条（会議の議事録） 会議の議事は、次の事項を議事録にまとめ作成する。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の定数及び出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過概要及びその結果

2 議事録には、議長が指名する署名人 2 名の署名・押印がなければならない。

第四章 専門部会

第 15 条（専門部会） 本会の運営を活発にするため、役員会の承認を得て専門部会を置く事が出来る。

2 専門部会の組織及び運営方法等は、役員会において別に定める。

第五章 実行委員会

第16条（実行委員会の設置） 本会は、第4条の活動を行うために、役員会の承認のもとに実行委員会を組織することが出来る。

- 2 実行委員会は、役員、準役員及び専門的知識・技能を有する会員でもって構成する。
- 3 実行委員会の組織及び運営方法は、役員会において決定する。

第六章 会 計

第17条（経費） 本会の運営経費は、次の収入によって運営する。

- (1) 各地区自治会の負担金
- (2) 堺市の補助金
- (3) 寄付金、その他

- 2 負担金は、各地区自治会が加入世帯数に関わらず、一律とする。金額は総会で決定する。

第18条（活動助成金） 本会の事業の円滑な運営を図るため、校区を超えた活動について交通費等最低限の補助を行う事ができる。

- (1) 会長は任務の重要性に鑑み、年間の行動費補助を一括支給する。支給する補助金額については役員会で決定する。
- (2) 専門部の活動活性化を図るため助成金を支給する。

第19条（会計年度） 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第20条（予算・決算） 本会の収支予算は、役員会で決定し総会の承認を得なければならない。

- 2 本会の決算は、会計年度終了後速やかに作成し、会計監査を受けた後総会に報告し承認を得なければならない。

第21条（付 則） この規約の施行日はつぎのとおり

- (1) 平成19年(2007年)4月28日から施行する。
- (2) 平成21年(2009年)4月26日より改正施行する
- (3) 平成30年(2018年)8月5日より改正施行する
- (4) 令和4年(2022年)4月29日より改正施行する